

# 第85回小田原市開発審査会

## 会議録（書面会議による審査結果）

### 1 開催方法

開発許可申請に係る付議案件が2件あり、小田原市開発審査会の開催を令和2年5月29日（金）に予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、審査会を書面会議に切り替えて開催することとし、令和2年5月21日（木）に書面会議の通知を委員に送付し、表決に係る書面を付議案件ごとに作成の上、事務局の小田原市都市部都市政策課に返送し、付議案件に対する承認、非承認の意思表示及び意見を求める形式で実施した。

また、採決にあたり付議案件に対する確認事項がある場合には、委員に確認書を提出してもらい、処分庁が見解書を作成し、事務局から全委員に対して送付することとした。

### 2 参加者

小田原市開発審査会委員

会 長	田 村 泰 俊	(法 律)
会長職務代理者	稲 橋 信 克	(経 済)
委 員	鍛 佳 代 子	(都市計画・建築)
委 員	斎 藤 照 代	(公衆衛生)
委 員	竹 山 幸 夫	(行 政)

小田原市

処分庁（書面会議対応者）

開発審査課長	山 口 千 秋
開発審査課副課長	弓 削 並 木
開発審査課調査係長	上 島 隆 之
開発審査課主査	早 坂 忠 明

事務局（書面会議対応者）

都市政策課副課長	菅 野 孝 一
都市政策課都市政策係長	山 本 圭 一
都市政策課主任	和 田 理 美

### 3 付議案件及び裁決結果

【採決日】令和2年6月1日（月）

郵送により全員分の表決に係る書面が事務局に到着し、採決結果確定

- (1) 議第230号 【開発許可申請】専用住宅の新築に係る都市計画法第43条第1項許可申請  
【採決結果】承認（承認5件、未承認0件、全員承認により承認とする。）
- (2) 議第231号 【開発許可申請】専用住宅の新築に係る都市計画法第43条第1項許可申請  
【採決結果】承認（承認5件、未承認0件、全員承認により承認とする。）

#### 4 付議案件に対する確認事項と処分庁回答

令和2年5月25日(月)に委員から下記の事項について確認書の提出があり、同年同月27日(水)に処分庁からの見解書を事務局から各委員へ送付。

(1) 議第230号 【開発許可申請】専用住宅の新築に係る都市計画法第43条第1項許可申請

【委員 確認書内容】

- ①令和元年5月23日に老朽化及び防犯などの理由により取り壊されたことを何によって確認したか。
- ②申請者は従前の居住者か。従前の居住者である場合、現在はどこに居住しているか。また、居住者構成の変化はあるか。
- ③※非公開(議第231号に関連する内容のため。)

【処分庁 見解書内容】

- ①取り壊した理由については、事前相談書提出時(令和元年12月25日付)に代理人から聞き取りを行い、確認した。取り壊し日については、建物登記事項証明書で確認を行った。(取り壊し登記の日付:令和元年5月23日)  
なお、令和元年12月の現地調査で専用住宅が存していないことを確認している。
- ②申請者は、従前の居住者ではない。土地所有者の母親の死去により平成30年2月に子(土地所有者)へ相続されたが、子は、すでに他市に居住していたため、市内の法人と売買契約を締結した。今回、その法人が、専用住宅を建築し、建売住宅として販売する。なお、現在、所有権移転登記は、行われていない。
- ③※非公開(議第231号に関連する内容のため。)

(2) 議第231号 【開発許可申請】専用住宅の新築に係る都市計画法第43条第1項許可申請

【委員 確認書内容】 ※非公開情報

【処分庁 見解書内容】 ※非公開情報

以上、小田原市開発審査会条例施行規則(小田原市規則第60号)第3条第1項の規定により、会議録を作成し、同条第2項の規定により、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名人

---

---